

令和8年第3回（9月）大磯町議会定例会

議 案 第 47 号 説 明 資 料

令和8年8月28日

専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定めることについて)

資 料

事故概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2

生涯学習課

事 故 概 要

事故発生日時：令和8年4月17日（金）午後2時40分頃

場 所：中郡大磯町東小磯183番地 大磯町役場本庁舎駐車場内

損 害 物 件：普通自動車

事故の相手方：個人（詳細省略）

事故発生状況：職員が運転する公用車が大磯町役場駐車場内にて転回する際に、駐車中の個人が所有する普通自動車の右側前方部に接触し、損傷させた。

対 応：本件事故に起因する相手方への損害賠償金として、自動車の修理費用を町が賠償する。

損害賠償金額：852,720 円

（内訳）修理費用 413,820 円

代車費用 438,900 円

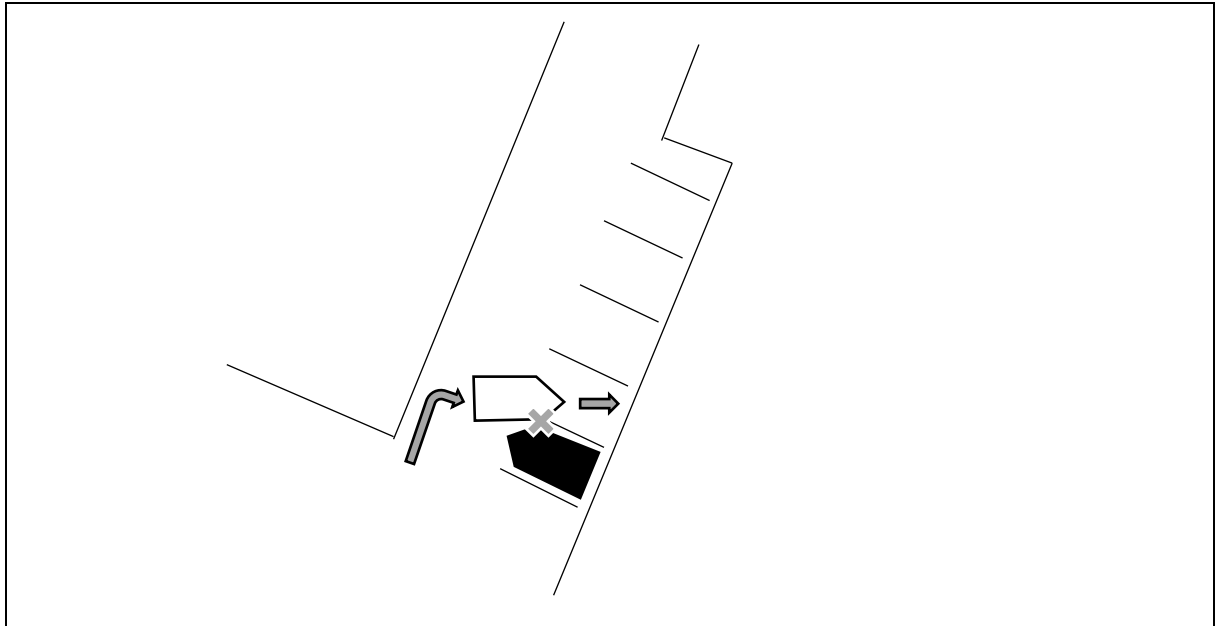
経 過：令和8年4月17日 事故発生

令和8年7月10日 示談締結

事故発生場所



事故発生状況図



写真

事故発生現場及び相手方車両



物損箇所

